

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年10月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、昭和50年3月に大学を卒業した後、市町村役場で国民年金の加入手続を行い、未納期間無く国民年金保険料を納付してきたはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人は、「私が大学を卒業した頃、父親から『国民の義務だから国民年金保険料を納付しなさい。』と言われた。」と供述しているところ、i) 申立人の父親は、昭和45年9月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、厚生年金保険の第4種被保険者(旧厚生年金保険法における任意加入制度)に係る手続を行い、老齢厚生年金の受給要件を満たすまで、厚生年金保険料を納付している上、その後、国民年金に任意加入し、付加保険料を含め国民年金保険料を納付しており、国民年金被保険者期間において保険料の未納期間が無いこと、ii) 申立人の母親は、国民年金制度発足当初の36年4月に国民年金に任意加入し、国民年金被保険者期間において保険料の未納期間が無いことから、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す記録は見当たらないものの、申立人が申立期間後に住所を移したA市町村の国民年金被保険者名簿の納付等記録欄中の検認台帳欄から摘要欄にかけて、B社会保険事務所(当時)からA市町村に対し、申立期間の保険料が納付済みである旨の通知があったことを表す「54. 12. 28Bより通知 50/4~54/9納付」と記載されていることが確認できることから、当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
年金事務所の記録によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、申立期間以外の国民年金被保険者期間については、全て国民年金保険料の納付済期間とされているのに、父親が申立期間の保険料だけ納付しなかったとは考えられないので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達の前月までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の子は、「私の両親は、生前、『きちんと国民年金保険料を納付してきたのに、保険料の納付記録が1年だけ抜け落ちているのはおかしい。』と言っていた。」と供述しているところ、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直前の昭和36年度に係る国民年金保険料を昭和38年に過年度納付していることが確認できる上、上記の被保険者名簿及び同市の国民年金マスターカードによると、申立期間後の保険料納付済期間のうち、保険料の検認月が確認できる期間について、全て現年度納付していることが確認でき、これら大半の保険料は納付期限内に検認されていることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から38年3月まで
年金事務所の記録によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、申立期間以外の国民年金被保険者期間については、国民年金保険料の未納期間が無いのに、母親が申立期間の保険料だけ納付しなかったとは考えられないので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達の前月までの国民年金被保険者期間において国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人の子は、「私の両親は、生前、『きちんと国民年金保険料を納付してきたのに、保険料の納付記録が1年だけ抜け落ちているのはおかしい。』と言っていた。」と供述しているところ、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直前の昭和36年度に係る国民年金保険料を昭和38年に過年度納付していることが確認できる上、オンライン記録、上記の被保険者名簿及び同市の国民年金マスターカードによると、申立期間後の保険料納付済期間のうち、保険料の検認月が確認できる期間について、全て現年度納付していることが確認でき、これら大半の保険料は納付期限内に検認されていることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私の国民年金について、父親が加入手続を行い、申立期間を含め集金人に国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、私は、父親から「国民年金保険料の未納期間が無いよう納付した。」と聞いたことを記憶しているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月14日に払い出されていることが確認できることから、その時点では、第1回特例納付の実施期間中であることから、過年度納付及び特例納付を利用して申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であるものの、申立人から父親が遡って保険料を納付したことをうかがわせる具体的な供述は得られない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は、既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 11 月から 26 年 4 月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、私は、申立期間にA事業所で勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が、A事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、昭和 27 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人及び上記の同僚が当時の事業主だったとする者も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の同僚は、「申立人がA事業所で勤務するようになるまでは、自分が同事業所で一番年下だった。当時、申立人は、まだ中学校を出ていないような年齢で、同僚から『ぼんさん』と呼ばれており、見習いだったと思う。」と供述しており、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の中で最年少であったことが確認できるところ、当時の社会保険事務担当者は、「当時、同僚から『ぼんさん』と呼ばれていた見習いがいたことを記憶しているが、『ぼんさん』と呼ばれていた者は社会保険に入っていなかったと思う。」と供述している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。